

件 名	令和 5（2023）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項について
提案理由等	県立学校管理規則（昭和 32 年栃木県教育委員会規則第 2 号）第 16 条及び栃木県学校通信教育に関する規則（昭和 46 年栃木県教育委員会規則第 5 号）第 8 条の規定により、下記の要項について別紙のとおり定めるものである。 「令和 5（2023）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項」

令和 5（2023）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

令和 5（2023）年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第 1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和 5（2023）年 3 月 31 日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当し、又は令和 5（2023）年 3 月 31 日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに 1 校 1 学科（系・科）に限り出願するものとする。ただし、第 2 志望又は第 3 志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については令和 5（2023）年 2 月 20 日（月）及び同月 21 日（火）とし、定時制課程については同年 3 月 14 日（火）から同月 16 日（木）までとする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を令和 5（2023）年 2 月 24 日（金）及び同月 27 日（月）に、1 回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して志願先の高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後 5 年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満 20 歳以上の者（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については令和 5（2023）年 3 月 8 日（水）、定時制課程については同月 20 日（月）とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科（系・科）において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科（系・科）において実施する。

6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については令和5（2023）年3月14日（火）、定時制課程については同月24日（金）とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者で、合格内定後、入学を確約できる者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科（系・科）の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校については、募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員の全部とすることができるとする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とするが、別に定める全国から志願者を募集する学校・学科についてはこの限りでない。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和5（2023）年2月1日（水）及び同月2日（木）とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するもののうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査（高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。）のうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、令和5（2023）年2月8日（水）及び同月9日（木）とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月8日（水）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、令和5（2023）年2月14日（火）とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセント程度とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

- (3) 出願
 - ア 定時制課程について出願するものとする。
 - イ 出願に要する書類の提出期間は、令和 5（2023）年 2 月 24 日（金）及び同月 27 日（月）とする。
 - (4) 面接等
 - ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。
 - イ フレックス特別選抜の期日は、令和 5（2023）年 3 月 8 日（水）とする。
 - (5) 入学者の選抜
 - 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。
 - (6) 合格者の発表
 - 合格者の発表は、令和 5（2023）年 3 月 14 日（火）とする。
- 10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜
中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。
- 11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜
海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第 2 通信制課程について

- 1 入学志願資格
入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (2) 令和 5（2023）年 3 月 31 日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当し、又は令和 5（2023）年 3 月 31 日までに該当する見込みの者
- 2 出願
出願に要する書類の提出期間は、令和 5（2023）年 3 月 14 日（火）から同月 17 日（金）まで、同月 20 日（月）、同月 22 日（水）から同月 24 日（金）まで、同月 27 日（月）とする。
- 3 面接等
- (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
 - (2) 面接等の期日は、令和 5（2023）年 3 月 21 日（火）又は同月 28 日（火）のいずれかとする。
- 4 入学者の選抜
- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。
 - (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。
- 5 合格者の発表
合格者の発表は、令和 5（2023）年 3 月 29 日（水）とする。

《 参 考 》

平成 26 年度入学者選抜から適用する栃木県立高等学校入学者選抜の方針を次のように定める。

平成 23 年 8 月 2 日

栃木県教育委員会

栃 木 県 立 高 等 学 校 入 学 者 選 抜 の 方 針

- 1 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 入学者の選抜は、全日制課程及び定時制課程については、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、通信制課程については、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- 3 学力検査は、栃木県教育委員会が作成した問題で行うものとし、その教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の 5 教科とする。
- 4 全日制課程にあつては、その入学者の一部の選抜を、第 2 項にかかわらず、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として行うものとする。
- 5 中高一貫教育に係る併設型高等学校においては、前項にかかわらず、特例による選抜を行うことができる。
- 6 定時制課程にあつては、フレックス・ハイスクールにおいて、特別選抜を行うことができる。
- 7 入学志願者が募集定員に満たない場合は、再募集を行うことができる。

付 記

- 1 この選抜の方針は、平成 26 年度県立高等学校入学者選抜から適用する。

(参考)

令和5（2023）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項の変更点について

○日付・曜日を変更